府令・省令

○内閣府令・法務省令第三号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法（平成十八年法律第百八号）の規定に基づき、公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令を次のように定める。

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐

公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　受託者等（第四条・第五条）
第三章　公益信託の併合等
　第一節　公益信託の併合（第六条・第七条）
　第二節　公益信託に係る信託の分割
　　第一款　吸収信託分割（第八条・第九条）
　　第二款　新規信託分割（第十条・第十一条）
第四章　限定責任公益信託の特例（第十二条）
第五章　電磁的記録等（第十三条―第十六条）
第六章　公益信託に係る計算
　第一節　会計慣行のしん酌（第十七条）
　第二節　公益信託に関する信託帳簿及び財産状況開示資料の作成（第十八条・第十九条）
　第三節　限定責任公益信託の計算
　　第一款　会計帳簿
　　　第一目　総則（第二十条）
　　　第二目　資産及び負債（第二十一条―第二十三条）
　　第二款　計算関係書類等
　　　第一目　総則（第二十四条―第二十九条）
　　　第二目　計算書類等（第三十条―第三十二条）
　　　第三目　信託概況報告（第三十三条）
　　第三款　清算中の公益信託の特例（第三十四条―第三十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この命令は、公益信託に関する法律（以下「法」という。）第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号、第三十七条（第三項を除く。）、第三十八条第一項第二号及び第六項第二号、第四十七条第二項、第四項及び第五項、第五十九条第二項、第百五十一条第一項第五号、第百五十二条第二項第三号、第百五十五条第一項第七号、第百五十六条第二項第三号、第百五十九条第一項第七号、第百六十条第二項第三号、第二百十六条第二項第六号、第二百二十二条第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで並びに第二百七十条第一項第三号の委任に基づく事項その他法の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この命令において使用する用語は、法及び信託法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　電磁的記録　電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次号ロにおいて同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものに限る。）をいう。

二　電磁的方法　電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるものをいう。ただし、当該方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

イ　電子情報処理組織を使用する方法のうち(1)又は(2)に掲げるもの

(1)　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2)　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（信託法の適用関係）

第三条　この命令において、信託法の規定を引用する場合における当該規定については、法第三十三条第三項の規定により読み替えて適用するものとされたものにあっては、当該読み替えて適用するものとする。

第二章　受託者等

（分別管理の方法）

第四条　信託法第三十四条第一項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める財産は、他の法令の規定により、当該財産が信託財産に属する旨の記載又は記録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができないとされているもの（同法第十四条の信託の登記又は登録をすることができる財産を除く。）とする。

2　信託法第三十四条第一項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、他の法令の規定に従い信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法とする。

（前受託者が破産管財人に通知すべき事項）

第五条　信託法第五十九条第二項に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　信託財産に属する財産の内容及び所在
二　信託財産責任負担債務の内容
三　信託行為の内容